

明日香村小委員会の委員等の人選について

都市計画・歴史的風土分科会に設置する小委員会の委員については、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会運営規則（平成22年11月8日社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会長決定）第2条の規定に基づき、都市計画・歴史的風土分科会に属する委員等のうちから、都市計画・歴史的風土分科会長が指名することとされている。

また、小委員会の委員長については、同運営規則第3条第1項の規定に基づき、都市計画・歴史的風土分科会長が指名することとされている。

このため、明日香村小委員会の設置について了承いただける場合、当該小委員会に属する委員等の指名については、都市計画・歴史的風土分科会長に一任いただくことによろしいか、ご審議をお願いしたい。